

第5号議案

愛南町国民健康保険条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛南町国民健康保険条例(平成16年愛南町条例第132号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る愛南町国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年3月6日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が見直されたため。

愛南町国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次 略 第1章 町が行う国民健康保険の事務 第1条 略 第2章及び第3章 削除 第2条から第5条まで 削除 第4章 保険給付 第6条 略 (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 略 以下 略</p>	<p>目次 略 第1章 町が行う国民健康保険の事務 第1条 略 第2章及び第3章 削除 第2条から第5条まで 削除 第4章 保険給付 第6条 略 (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 略 以下 略</p>